

## ○伯耆町お試し住宅事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県外から本町への移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）が本町の風土及び本町での日常生活を体験するために居住する住宅（以下「お試し住宅」という。）の整備及びその使用に関し必要な事項を定めることにより、本町への移住の推進を図り、もって本町への人口の流入を促進することを目的とする。

### (お試し住宅)

第2条 お試し住宅は、移住検討者に対し、本町の風土及び本町での日常生活を体験するために居住する住宅として、一定期間使用させるものとする。

2 お試し住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称   | 位 置        |
|-------|------------|
| お試し住宅 | 伯耆町吉長289番地 |

### (使用できる者)

第3条 お試し住宅を使用できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 鳥取県外に住所を有する者
- (2) 本町への移住を検討している者及びその家族（未成年者のみの利用を除く。）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、指定暴力団又は指定暴力団連合の構成員若しくはこれらに準ずる者等（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないこと。
- (4) 満6才から満15才までの児童生徒が使用者に含まれる場合は、当該児童生徒の学校の学則で定めた休業日（夏季、冬季休業等）の期間内の使用であること。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別な理由があると認めるときは、お試し住宅を使用させることができる。

### (使用の申込み)

第4条 お試し住宅を使用しようとする移住検討者は、町長に対し、伯耆町お試し住宅使用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を提出しなければならない。

### (使用の許可)

第5条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、お試し住宅の使用を許可したときは、当該申込書を提出した移住検討者に対し、伯耆町お試し住宅使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

### (契約の締結)

第6条 許可書の交付を受けた移住検討者（以下「使用者」という。）は、お試し住宅の使用に当たっては、町との間に、別に定める契約書により、当該お試し住宅の賃借に係る契約を締結するものとする。

### (使用期間)

第7条 お試し住宅を使用することができる期間（以下「使用期間」という。）は、7

日以上90日以内とする。ただし、2回以上施設を使用しようとする場合は、1回目の使用開始日から1年の利用期間の合計が90日を超えることはできない。

2 使用期間の開始日及び満了日は、次に定める日を除いた日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 使用期間に係る入居及び退去は、午前9時から午後4時までの間とする。

（賃借料等）

第8条 お試し住宅の賃借料は、別表第1のとおりとする。

2 賃借料には、住宅賃借料、日本放送協会放送受信料、ケーブルテレビ基本料、ガス基本料を含むものとする。

3 使用者は、第1項に規定する賃借料を前納しなければならない。

4 既に納付された賃借料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由によりお試し住宅を使用することができなくなったときその他町長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された賃借料の全部又は一部を還付することができる。

5 お試し住宅の使用に伴う光熱水費（第2項に規定する基本料は除く。）、燃料費、飲食費、消耗品（日常生活に係るものに限る。）、寝具、お試し住宅に備付けの器具以外の器具及び備品に要する費用は、使用者の負担とする。

6 前項に規定する光熱水費は、別表第2のとおりとし、使用者は町長が定める方法により、町に納付しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第9条 使用者は、お試し住宅及びその敷地の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第2条第1項に規定する目的以外の目的に使用しないこと。

(2) 反社会的勢力に使用させないこと。

(3) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第2条に規定する薬物（以下この号において「危険ドラッグ等」という。）を製造し、又は危険ドラッグ等を多数の者が集まって使用することを知りながらそのための場所として提供しないこと。

(4) 第三者に対し、お試し住宅若しくはその敷地を転貸し、若しくは使用させ、又は第5条の規定により締結した契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づく権利を譲渡しないこと。

(5) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。

(6) お試し住宅（備付けの設備及び器具を含む。第13条及び第14条において同じ。）を適切に取り扱うこと。

(7) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。

(8) 清掃、除草及び除雪を適宜行うこと。

(9) ごみを適切に処理すること。

(10) お試し住宅に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、町長の許可を得ること。

- (11) お試し住宅の増築若しくは改築又は模様替をしないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

(禁止行為)

第10条 使用者は、お試し住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄附の募集その他これに類する行為
- (2) 事業又は営業
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 動物の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築又は工作物の設置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為

(契約の解除)

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者との間に締結した賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 光熱水費相当料をその納付期限までに納付しないとき。
- (2) 第13条に規定する損害を賠償しないとき。
- (3) 前2条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、賃貸借契約に定める義務を完全に履行しないとき、又は賃貸借契約に違反したとき。

(明渡し)

第12条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は賃貸借契約が解除されたときは、直ちに、お試し住宅及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該お試し住宅及びその敷地を原状に回復しなければならない。

- 2 使用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、町長の指示に従わなければならない。
- 3 町長は、使用者が第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、使用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、使用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

(立入り)

第13条 町長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をして当該お試し住宅及びその敷地に立ち入らせることができるものとする。

- 2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、お試し住宅を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ち

にその旨を町長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第15条 お試し住宅及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅及びその敷地内で発生した事故に対しては、町は、その賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、お試し住宅の使用に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月18日告示第48号)

この告示は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

附 則(令和5年3月24日告示第33号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月12日告示第23号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

| 使用期間        | 賃借料         |
|-------------|-------------|
| 初日から7日目まで   | 10,000円     |
| 8日目から90日目まで | 1日当たり1,000円 |

備考 使用期間が1月未満である場合における賃借料の額は、この表の規定により算出した賃借料の額に、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。

別表第2 (第8条関係)

| 区 分    | 単 位       | 使用料  |
|--------|-----------|------|
| 電気使用料  | 1キロワット時   | 27円  |
| 水道使用料  | 1立方メートル   | 100円 |
| 下水道使用料 | 1立方メートル   | 160円 |
| ガス使用料  | 0.1立方メートル | 71円  |

備考 使用料は、この表の規定により算出した使用料の額に、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。